

平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 日 本 コ ン セ プ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 元 孝 義
(コード番号: 9386)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 仁 科 善 生
(TEL. 03-3507-8812)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第22期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、これに伴い、「定款一部変更の件」を当該定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）を置くことにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 22 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 主な変更の理由

- ①平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等を行うものです。
- ②非業務執行取締役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条第 1 項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令で定める額に限定する契約を締結できる旨を新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。
- ③今後の業容拡大とコーポレート・ガバナンス体制充実に備えるために、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員の員数を現行の取締役と監査役から各 2 名ずつ増やし、それぞれ 8 名以内と 6 名以内に変更するものであります。
- ④株主総会及び取締役会の議事録に関する備え置き期間については、会社法で定められており、定款の絶対的記載要件ではありませんので、これを削除するものであります。
- ⑤従前の取締役の解任決議は、会社法第 341 条に定められている要件に対して加重要件を設けていましたが、監査等委員会設置会社への移行を機にこれを削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 3 月 30 日（水曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 3 月 30 日（水曜日）

以上

【別紙】

定款の新旧対応表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行のとおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条～第 11 条 (条文省略)	第 5 条～第 11 条 (現行のとおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 16 条 (条文省略)	第 12 条～第 16 条 (現行のとおり)
(議事録)	(議事録)
第 17 条 (条文省略)	第 17 条 (現行のとおり)
<u>2 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u>	< 削除 >
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役会の設置)	(取締役会の設置)
第 18 条 (条文省略)	第 18 条 (現行のとおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は <u>6</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>8</u> 名以内とする。
< 新設 >	<u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)は、6 名以内とする。</u>
(取締役の選任及び解任)	(取締役の選任)
第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任又は解任する。	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行のとおり)
<u>3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u>	< 削除 >
<u>4 (条文省略)</u>	<u>3 (現行のとおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>2</u> 増員により、又は補欠として選任された<u>取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> 補欠として選任された<u>監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 <新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2</u> <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>3</u> 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>2</u> <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行のとおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行のとおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 < 新設 ></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削除></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><削除></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 47 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 48 条～第 51 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行のとおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 22 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</u></p>